

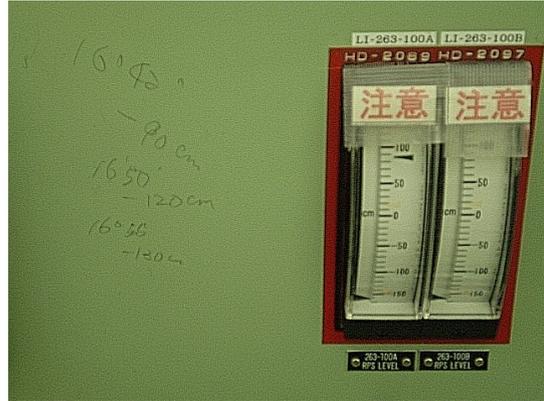
# 福島第一原子力発電所 1号機

## 注水に関する対応状況について

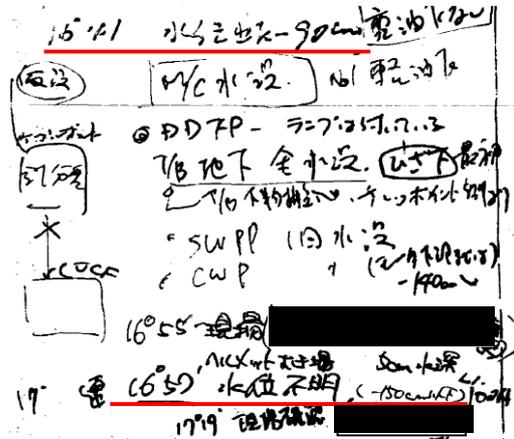
### ○「3/11 16:36 非常用炉心冷却装置注水不能の判断・通報」以降の活動内容

#### 【原子炉水位の確認】

- ・ 非常灯のみとなった中央制御室で、運転員が懐中電灯を用いて動作している計器がないか確認していたところ、それまで見えなかった原子炉水位計の指示が確認出来るようになった。11日 16:44, 確認出来た指示値（有効燃料頂部 TAF+250cm 相当）が発電所対策本部に報告された。中央制御室の運転員は、ホワイトボードや制御盤に記載するなどして原子炉水位を継続的に監視した。
- ・ 発電所対策本部では、原子炉水位が確認できたことから、原災法第 15 条第 1 項に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生の解除を判断、11日 16:55 官庁等に通報。
- ・ 中央制御室では、原子炉水位を継続的に監視していたが、11日 17:07, 再度原子炉水位が確認出来なくなったため、発電所対策本部は、原災法第 15 条第 1 項に基づく特定事象『非常用炉心冷却装置注水不能』が発生したと判断、17:12 官庁等に通報。



一時的に指示が確認できた原子炉水位  
(計器脇に読み値を記載し監視継続)



ホワイトボードの一部  
(計器で読まれた値を記載し共有)

#### 【原子炉注水手段の状況確認、検討、操作】

##### <現場確認に向けた準備>

- ・ 中央制御室で運転員が当直長の指示により計器および使用可能な設備の確認をする一方で、複数の運転員がサービス建屋屋上で津波の監視を開始した。津波襲来後の海側エリア（O.P.+4m のエリア）は、津波により設備が破壊